ラトニック商務長官が特許の価値に応じた手数料徴収の検討を否定

2026年2月18日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

ハワード・ラトニック商務長官は、2月10日に開催された上院の歳出委員会商務・司法・科学・関連機関小委員会の公聴会において、特許の価値に応じた手数料を特許権者から新たに徴収する案について、商務省が検討していない旨を説明した[1]。

2025年7月、同長官が特許権者から保有特許の価値の1%～5%に相当する金額の手数料を徴収することを検討しており、USPTOでは当該施策に係る草案や財務モデル案が回付されたと報じられたものの、詳細についてはその後も明らかにされていなかった。
他方で、かねてより本施策に対しては、多くの知的財産関係者・団体から反対・懸念の声が表明されていた。例えば、上院司法委員会の知的財産小委員会ランキングメンバー[2]であるアダム・シフ議員（カリフォルニア州選出、民主党）ら上院議員は、連名でラトニック商務長官とスクワイヤーズUSPTO長官宛てに、USPTOの権限を超える施策案であるのみならず、米国におけるイノベーションを阻害するおそれがあるとして、同案に反対する旨の書簡を送付していた[3]。

2月10日開催の公聴会で、知的財産小委員会メンバー（前委員長）であるクリス・クーンズ議員（デラウェア州選出、民主党）は、特許の価値算出は複雑かつ困難であって本施策は実効性に欠け、米国におけるイノベーションに甚大な影響を与えかねない旨を発言した。ラトニック商務長官は、これに応える形で、特許の客観的な価値の算定は不可能であると理解しており、商務省として特許権者から特許の価値に応じた手数料を新たに徴収することは検討していないと説明し、本施策の実行可能性を否定した。

なお、同公聴会でクーンズ議員は、USPTO特許審判部（PTAB）における審理を限定的なものとする現行の運用・方針[4]を支持した上で、その方針とも親和性が高いPTABの審理手続・実務を変更する法案「Promoting and Respecting Economically Vital American Innovation Leadership Act（PREVAIL法）[5]」に対する賛同も呼びかけた。

（以上）

---

[1] 公聴会ビデオ
[2] 野党筆頭委員であり、委員長と並ぶ要職
[3] 書簡全文（December 22, 2025）
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260204.pdf
[5] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250513.pdf